

別添6

阿蘇くじゅう国立公園南阿蘇ビジターセンターにおける 飲食物・アクティビティ等提供事業に関する協定書（案）

九州地方環境事務所長 築島 明（以下「甲」という。）と〔相手方商号・名称、代表者役職・氏名〕（以下「乙」という。）は、阿蘇くじゅう国立公園南阿蘇ビジターセンターにおける飲食物・アクティビティ等提供事業（以下「事業運営」という。）について次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 乙は、阿蘇くじゅう国立公園南阿蘇ビジターセンターの甲が設置する施設において、利用者がより快適に南阿蘇ビジターセンターを利用することができるよう飲食物・アクティビティ等を提供するものとする。

（事業実施計画）

第2条 乙は、事業運営にあたり、乙が甲に提出した企画書に基づく事業実施計画に沿った事業運営を実施すること。

- 2 乙は、事業実施計画に変更が生じる場合は事前に甲の承認を得なければならない。
- 3 甲の都合により事業実施計画を変更する場合は、あらかじめ乙と協議する。

（施設の使用について）

第3条 乙は、事業運営のための施設の使用許可のほか必要な法令等の手続きを適切に行った上で事業運営を実施しなければならない。

- 2 乙は、施設を使用するにあたり、施設の損傷等の保全状況を点検する責任者を配置しなければならない。
- 3 乙は施設を使用するにあたり関係法令を遵守するとともに、別添1に示す事項についても遵守すること。

（事業運営について）

第4条 乙は、施設が国有財産であるとともに国立公園の利用施設であること、不特定多数の利用を自的とした公共施設であることを理解し、品位ある事業運営のもと、利用者のニーズ把握、良質なサービスの維持向上を常に怠らず、広く国立公園利用者への便宜を図らなければならない。

- 2 温室効果ガス排出削減の取り組み、グリーン購入法に基づく物品の調達及び3Rの推進等の環境対策の取り組みを積極的に行うこと。
- 3 乙は、事業運営にあたり関係法令及び別添2に示す事項を遵守すること。

(経費負担)

第5条 次に掲げる事業運営に係る経費は、乙の負担とする。

- ① 国有財産使用料
 - ② 原状回復費用（乙の責による施設の破損箇所の修繕も含む）
 - ③ 開設、運営にあたって設備等を設置し、又は変更するときは、その設置費用及び維持管理に要する経費
 - ④ 運営にあたって電気を使用する場合には、応分の電気料、電力使用量計測用子メーター設置費等
 - ⑤ 使用許可区域及びその周辺の保全にかかる経費
具体的には、使用許可区域及びその周辺の日常の保守点検、清掃等の経費
 - ⑥ 運営に要する備品、消耗品等
 - ⑦ 廃棄物の処理に要する費用
 - ⑧ 保健所への申請等官公庁手続きに要する費用
 - ⑨ その他、通信費等運営に要する一切の経費
 - ⑩ 阿蘇くじゅう国立公園の環境保全に関する貢献として、阿蘇くじゅう国立公園の管理の費用に充てる収益の一部
- 2 営業に係る光熱費の支払い方法に関しては、甲が別途乙に指示する。

(安全管理)

第6条 乙は、利用者その他第三者の安全確保に細心の注意をもって事業運営を行わなければならない。

- 2 乙は、事業運営に起因した食中毒、ケガをはじめとするその他の損害を国又は利用者その他第三者に与えたときは、その責を負わねばならない。また、その際乙は、利用者その他第三者の苦情を含め誠意を持って対応し、必要に応じ甲に書面で報告するとともに、南阿蘇ビジターセンター運営協議会に情報を共有すること。

(守秘義務)

第7条 乙は、事業運営で知り得た九州地方環境事務所の秘密を漏らしてはならない。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(協定の改廃)

第9条 甲又は乙は、事情の変化により運営事業をこの協定に定めたとおりに実施することができない事態となったときは、甲と乙が協議の上、この協定を改定し、又は、解除するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又は、この協定に定めのない事項で必要がある場合には、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自1通を所持する。

令和5年 月 日

(甲) 熊本県熊本市西区春日2丁目10番地1号
九州地方環境事務所長
築島 明

(乙)

別添1

施設を使用するにあたり遵守すべき事項

(1) 施設共通

- ① 受動喫煙防止と建築物の保全のため、施設内は禁煙とする。
- ② 国立公園内であることの特性を考慮し、清潔な環境維持に努めること。
- ③ 飲食物・アクティビティ等提供事業者（以下「事業者」という。）は、原則、使用許可区域以外の場所で営業行為をしてはならない。ただし、九州地方環境事務所長（以下「九州事務所長」という。）が認めた場合はこの限りではない。
- ④ 屋外からの施設の建築意匠及び施設内から屋外を眺めた際の景観を保護するため、屋外に物の仮置き集積をしてはならない。
- ⑤ 事業者は、施設の清掃等の維持管理を行う管理業務請負者と連携して事業を実施すること。
- ⑥ 九州地方環境事務所（以下「九州事務所」という。）が事務室内に設置しているAED（自動体外式除細動器）の管理及び緊急時の使用について協力すること。
- ⑦ 事業者は、施設内で異常が発生した場合は、遅滞なく阿蘇くじゅう国立公園管理事務所に連絡すること。
- ⑧ 施設の維持管理・整備のため、施設の一部又は全部が供用できなくなる場合がある。その場合、九州事務所から事前に連絡する。
- ⑨ 施設や設備の点検等のため、営業時間内・外を問わず、九州事務所の担当官が立ち入る場合がある。
- ⑩ 九州事務所主催の行事及び九州事務所が開催を認めた行事に施設を利用する場合は、協力すること。

(2) 施設の管理保全

- ① 南阿蘇ビジターセンターは開館時間のみ解錠し、施錠は管理業務請負者が行う。開館時間以外に営業する場合は、屋外トイレ等の施錠を事業者が責任をもって実施すること。施錠をしなかった等の事業者の過失により使用許可区域以外の部分で異常が発生した場合は、その責を事業者が負うこともある。
- ② 音響設備の使用を認めるが、南阿蘇ビジターセンターの雰囲気損なわぬよう、音量や音源に考慮すること。
- ③ 事業者は、使用許可区域及びその周辺を適切に保全するため、以下の保全業務を行うこと。なお、費用は、事業者の負担とする。
 - ・使用許可区域及び周辺の日常の保守点検、清掃等
- ④ 使用許可区域に含まれない休憩スペース、屋外トイレ等は公共施設である。使用許可区域及び周辺等以外の区域の清掃等の日常的な維持管理について

は、管理業務請負者が行うが、汚れを発見した場合は、事業者も公共施設を使用している者として清掃を行うこと。

(3) 館内

飲食物・アクティビティ等提供事業の営業時間外であっても、公共施設として利用者に開放しているため、事業者は館内の専有部分付近の維持管理業務に協力すること。

(4) その他

事業者は、使用許可区域以外の場所を占有してはならない。

別添2

事業運営にあたり遵守すべき事項

(1) 運営全般

- ① 営業内容は、飲食物の提供（飲み物、軽食を想定）、商品の販売（お土産物等を想定）及びアクティビティ等の提供（電動自転車・電動キックボードを活用したアクティビティや乗馬体験等を想定）とする。
- ② 自動販売機での飲食物の提供は、原則行わないこと。
- ③ 調達食材の安全性には万全を期し、可能な限り国産食材の使用に努めること。
- ④ アクティビティ等の安全対策には万全を期すこと。
- ⑤ メニューの表示等は多言語とし、外国人の利用に対応すること。
- ⑥ 飲食物・アクティビティ等提供事業者（以下「事業者」という。）は、飲食物・アクティビティ等提供事業運営に関連して本施設に出入りする他の業者に対して、本事業内容や運営について理解を求め、それらの適切な実施に支障がないよう努めること。
- ⑦ 事業者は、日別利用者数について、翌月の末日までに所定の様式により九州事務所長へ報告すること。また、九州事務所長が求めた場合は、収支計算書を提出すること。
- ⑧ 九州地方環境事務所長が事業者に対して事業運営について改善を求めた場合は、運営事業者は適切に対応すること。

(2) 従業員について

- ① 従業員の身元保証、健康管理、就業及び労務管理について、事業者はその責任を負うこと。
- ② 南阿蘇博物展示施設（南阿蘇ビジターセンター）の目的と公共性を踏まえ、国立公園利用者に適切に対応できるよう、事業者は従業員の教育と指導を行うこと。
- ③ 事業運営に関連して本施設に出入りする他の業者についても、②と同様の主旨の説明及び指導に努めること。

(3) その他事項

災害発生時には、災害対応に協力すること。また、九州事務所長の求めに応じて、食料品等の提供に協力すること。